

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」

の策定に向けた

意 見

平成 20 年 10 月

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

はじめに

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会は、犯罪のない安全で安心なまち（以下「安全で安心なまち」という。）の実現に向けて、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や必要な施策について検討するために設置されました。

この検討懇談会の開催に際して、札幌市から提示された協議・検討事項及び具体的な検討テーマは、以下のとおりです。

-協議・検討事項-
○安全で安心なまちづくりのあり方
○条例に必要な事項に関する基本的な考え方
○安全で安心なまちづくり促進のための方策
○その他懇談会において必要とされた事項

-検討テーマ-
・ 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること
・ 大切な「心がまえ」
・ 札幌市に求められる取組
・ 犯罪被害者等への支援

これらのテーマについて、これまで計5回の検討懇談会を開催し、各委員の経験に基づくさまざまな意見を交換してきました。

このたび、これらの意見を整理し、意見書としてまとめましたので、本書のとおり提出いたします。

この意見書が、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の検討を行う際の基本となることを望みます。

平成20年10月2日

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

座長 千 葉 卓

I	委員名簿	1
II	懇談会の検討経過	2
III	意見の概要	3
1	安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方	3
(1)	市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり	3
(2)	日常の「気遣い合い」が基本	3
(3)	防犯活動は地域のつながりづくり	3
(4)	多様な価値観との共存は、住民議論で	3
(5)	福祉などの他の分野との連携	4
(6)	地域の課題や実情に応じた取組	4
2	安全で安心なまちづくりを進めていくための	
	主体（市民・事業者・市）の役割	5
(1)	地域活動の第一歩は家庭から	5
(2)	防犯への関心を高める	5
(3)	地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要	5
(3)	事業者も安全で安心なまちづくりの担い手	6
(4)	札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを	6
3	安全で安心なまちづくりを進めていく上で	
	札幌市に求める具体的な取組	7
(1)	防犯意識の高揚	7
ア	さまざまな世代との連携促進を	7
イ	地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、	
	参加のきっかけづくりを	7
ウ	活動への励みにつながる顕彰制度の創設を	7
エ	地域防犯活動の積極的な広報を	8
(2)	情報の共有～犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を～	8

(3) 地域防犯活動への支援～活動継続のための支援を～	8
(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備 ～環境（ハード）の安全性の向上を～	8
(5) 連携の強化～組織横断による安全・安心の推進を～	9
(6) 犯罪被害者等への支援	9
ア 犯罪被害者の相談窓口の設置を	9
イ 犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を	9
ウ 犯罪被害者に関する報道	9
IV 条例の制定に向けて	10
V 検討に当たって参考とした資料	11
検討懇談会（第1回）資料	12
検討懇談会（第2回）資料	36
検討懇談会（第3回）資料	40
検討懇談会（第4回）資料	44
検討懇談会（第5回）資料	50

I 委員名簿

(座長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
	おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
	こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
	すどう 須藤	ともこ 智子	公募
	たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	(社)札幌消費者協会 理事
	つつい 筒井	あきお 昭雄	(財)北海道防犯団体連合会 専務理事
	つもと 津元	まみえ 万美江	札幌市PTA協議会 副会長 ^{※1}
	なべや 鍋谷	のりこ 紀子	公募
	まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 会長
	もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長 ^{※2}
	もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(敬称略・座長のほか五十音順)

※1 平成20年6月2日から

※2 平成20年6月1日まで

II 懇談会の検討経過

	開催検討懇談会での主な議論
第1回 4月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例制定に係る背景及び必要性について ○ 懇談会の運営について ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの概況について ○ 札幌市内における犯罪情勢 ○ 生活安全条例の概要について ○ ヒアリング調査等の結果について ○ 条例の構成イメージについて
第2回 6月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するに当たっての意見交換 (検討のテーマ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること ・ 大切な「心がまえ」 ・ 札幌市に求められる取組
第3回 7月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するに当たっての意見交換 (検討のテーマ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回課題の継続検討 ・ 犯罪被害者等への支援
第4回 8月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの議論を踏まえた方向性の確認と総括及びその他懸案事項の検討について
第5回 9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見書のとりまとめについて

Ⅲ 意見の概要

1 安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方

近年、札幌市内の多くの地域において、子どもの見守りをはじめとした防犯活動が活発に行われていることなどから、平成14年以降の札幌市内の犯罪認知件数は、着実に減少しています。

この検討懇談会では、犯罪被害に遭う市民が一人でも少ない安全に安心して暮らせるまちづくりを進める際に、大切にしなければならない心がまえとして、どのようなことがあるのか、といった点について意見を交換しました。

(1) 市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり

安全で安心なまちづくりは、地域防犯活動などを町内会や自治会に任せきりにしたり、参加を強要したりするのではなく、「自分たちの子どもや地域は自分たちで守ろう」といった市民一人ひとりの自主・自立の意識に支えられていることが大切です。

(2) 日常の「気遣い合い」が基本

安全で安心なまちづくりは、個人のプライバシーに配慮しつつ、隣近所のことを気遣う意識を持って進めていくことが大切です。そのためには、「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に、日常の地域の絆づくりを進めていくべきだと考えます。このような地域の絆づくりを通じて、地域の人たちがもっとふれあえる機会を増やし、世代を超えて多くの人たちが協力し合っていけるような地域が望ましいと考えます。

(3) 防犯活動は地域のつながりづくり

地域における防犯パトロールを実施することによって、これまで住民を悩ましていた犯罪が減少したという実例があります。防犯パトロールをはじめとする地域防犯活動には、このような直接的な効果の他にも、活動を通じて地域住民同士が知り合う機会が多くなることから、地域のつながりが生まれ、地域コミュニティの活性化につながるといった大きな効果もあると考えます。

(4) 多様な価値観との共存は、住民議論で

地域が抱える課題には、さまざまなものがあります。また、そのような課題に対する住民の考え方・価値観もさまざまです。

ある地域では、公園の木々が鬱蒼^{うっそう}として防犯上問題があるという考えと、公園の

自然を大切にしようという考えとが対立したことがありました。しかし、この地域では、緑を保全する場所と防犯対策を行う場所を住民同士の話し合いによって決め、その公園を安全で生き生きとしたものに変えることができたのです。

さまざまな価値観がぶつかり合うとき、大切なのは、ひとつの価値観のみによるのではなく、地域ぐるみで議論を重ね、多様な価値観が共存できる方向を探ることだと考えます。

(5) 福祉などの他の分野との連携

高齢者を狙った振り込め詐欺に代表されるように、近年、高齢者に対する防犯対策の重要性がますます高まっています。

こうした犯罪被害に遭わないためにも福祉の分野との連携は欠かせません。また、美化活動や花植え活動といった環境の分野など、連携することでさらに安全で安心なまちにつなげていくことができる取組も地域には数多く存在します。

このように、安全で安心なまちづくりは、地域におけるさまざまな分野と連携しながら、総合的に進めていくことが大切です。

(6) 地域の課題や実情に応じた取組

多くの人が行き交う繁華街・商店街と人々が暮らす住宅街とでは、安全で安心なまちづくりに関する課題は、自ずと異なります。

また、高齢者が多い地域では、主に振り込め詐欺などへの対策が求められますし、共稼ぎや単身世帯が多い地域では、空き巣をはじめとする侵入盗などへの対策が求められます。

一方で、防犯活動が活発な地域もあれば、活動の担い手不足といった課題を抱えている地域もあります。

安全で安心なまちづくりを進める上では、こうした地域の課題や実情、住民の意向に応じた取組を考えていくことが大切です。

2 安全で安心なまちづくりを進めていくための主体（市民・事業者・市）の役割

犯罪被害に遭う市民が一人でも少ない安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、行政や関係機関だけではなく、市民や事業者が、お互いに力を合わせて進めていくことが大切です。

そこで、安全で安心なまちづくりを進める上で、市民、事業者、市のそれぞれができることや役割には、どのようなことがあるのか、といった点について意見を交換しました。

(1) 地域活動の第一歩は家庭から

1(2)でも述べたとおり、安全で安心なまちづくりを進める上では、「あいさつ、見守り、助け合い」を基本として、隣近所のことを気遣う意識が大切ですが、残念ながら最近では、目の前で困っている人がいても何もしないという互いに無関心な場面も見られます。

人を気遣うという心をはぐくむには、何よりも家庭の役割が重要です。そして、そうした心をもった子どもたちがいずれ成長し、地域のさまざまな人と関わりながら、地域の活動に対する理解を深めていくことが望まれます。

(2) 防犯への関心を高める

札幌市内における犯罪の大部分を占めるのは、空き巣や車上ねらいなどの窃盗犯です。また、振り込め詐欺による被害が近年急増しています。しかし、自分は被害に遭わないと思っている人も多く、自らの対策への関心は高いとはいえません。これは、身近な犯罪を防ごうと地域で行われている防犯活動への関心についても同じことがいえます。

被害に遭わないための対策を一人ひとりがあらかじめ知っておくことや、地域で行われている防犯活動への関心を高めていくことは、とても大切なことだと考えます。

(3) 地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要

札幌市内には、防犯を含めた地域活動に対する関心が低かったり、時間がないといった理由で活動が活発にならないといった地区もあります。

このような場合には、できる範囲で通勤帰りに子供の見守りに協力してもらったり、花植えや休日にイベントを開催するなど、活動への参加づくりに関するきっかけをつくる必要があります。

また、少しでも多くの人の協力を得るためには、熱意を持って呼びかけたりすることも大切です。

このように、防犯をはじめとする地域活動の立ち上げには、誰もが気軽に参加できるきっかけづくりが大切になります。

(4) 事業者も安全で安心なまちづくりの担い手

札幌市内では、一般の住宅に比較して店舗と駐車場での犯罪が多い傾向にあります。

事業者自らが店舗等の安全を確保することはもちろん、地域の学生と連携することによって取組を活性化させたり、町内会や警察と協力して防犯シール・ステッカーを作製しているといった実例があります。また、トラックが子どもの見守りを兼ねて商品の配送を行ったり、不審者から子どもを守るための拠点として協力するような取組を行っています。

地域住民との連携促進や安全で安心なまちづくりを効果的に推進するためには、事業者も地域の安全確保に協力することが大切です。

(5) 札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを

環境美化や子ども見守りなど、地域活動が活発に行われている地域は、犯罪を行おうとしている者に対して一定の警戒感を与えるため、一般に犯罪の発生しにくい地域だと言われています。

こうしたことから、自分たちの住む地域の安全を高めていくために、市民はさまざまな活動を通じて地域に関わる大切であり、このような取組を効果的に推進するためのメニューづくり、環境づくりについては、札幌市が全体を見ながら適度にコーディネートしていくことが望ましいと考えます。

3 安全で安心なまちづくりを進めていく上で札幌市に求める具体的な取組

現在、安全で安心なまちづくりは、札幌市内の多くの地域で活発に展開されていますが、さまざまな課題も抱えています。また、犯罪を誘発する機会を減らして犯罪を未然に防止していくためには、防犯パトロールなどのソフト面での取組と犯罪の防止に配慮した環境整備といったハード面での取組も必要となります。

そこで、安全で安心なまちづくりを効果的に進めるためのメニューづくり、環境づくりなど、札幌市に求める具体的な取組としてどのようなものがあるのか、といった点について意見を交換しました。

(1) 防犯意識の高揚

ア さまざまな世代との連携促進を

地域防犯活動の中心となっている町内会では、現在、若い人の参加が得られないといった課題を抱えています。

小学生に防犯標語を考えてもらったり、大学生に地域防犯活動へ参加してもらっているという実例があるように、日頃から、若い世代との交流を積極的に行い、関心を高めてもらうことが大切です。このように、さまざまな世代の人たちとの連携を促進するための取組を札幌市が行い、一人ひとりの防犯意識を高めていくことが必要です。

イ 地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを

札幌市内では、安全・安心マップづくりを通じて子どもの目から見た危険な場所を認識したり、不審者メールを配信するなど、学校やPTAが連携・協力して安全対策に積極的に関わっている地域があります。これに対して、2(3)でも述べたとおり、地域防犯活動に対する住民の関心が低いなどの課題を抱えている地域もあります。

地域での取組や意識の差を埋めるためには、参加協力の呼びかけを積極的に行ったり、通勤帰りに子供の見守りに協力してもらうなど、気軽に参加してもらえらるきっかけづくりを行っていくことが効果的だと考えます。

このようなきっかけづくりは、札幌市が積極的に支援していくことが必要です。

ウ 活動への励みにつながる顕彰制度の創設を

子どもの見守りなどの地域防犯活動は、地道な取組であり、継続させていくことが大切です。継続のパワーは、活動に参加している人たちの努力が地域などで

広く評価され、認められることで生まれます。

そこで、活動への励みにつながる地域防犯活動への顕彰制度の創設を望みます。

エ 地域防犯活動の積極的な広報を

札幌市内では、他の地域の模範となるような防犯活動が行われています。しかし、こうした取組も実際に活動をしている人など、一部にしか情報が伝わっていない現状があります。

そこで、例えば札幌市が毎月発行している広報誌を活用し、定期的に地域における活動事例の記事を掲載するなど、多くの人に周知していく手立てが必要です。

(2) 情報の共有～犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を～

行政区が違っていると、道路一本隔てただけの場所であるにも関わらず、不審者情報などの地域に必要な情報が届かないといった現状があり、大きな課題だと考えます。

安全で安心なまちづくりを効果的に進めるには、情報を正しくかつ即座に皆が共有することが重要です。そのためには、できるだけ早く情報を集めて、効率的に配信できる仕組みを整備していくことが必要です。

(3) 地域防犯活動への支援～活動継続のための支援を～

地域防犯活動は、立ち上げることはもとより、活動を継続していくにも大変な苦勞があります。また、地域防犯パトロールを行う際には、腕章や帽子などを身につけることが効果的ですが、それらの資機材を調達するための資金的な課題もあります。そこで、このような活動に対する適切な支援が必要となります。

なお、支援の実施に当たっては、基金による助成をはじめ、市民のまちづくり活動に対するさまざまな支援方策について定めた札幌市市民まちづくり活動促進条例の活用を期待します。

(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備～環境（ハード）の安全性の向上を～

建物の汚れや死角の多い場所などは、犯罪を誘発する要因になるといわれています。今後は、少子高齢化や人口減少が進み、空地・空家が増加するといった問題も懸念されます。こうした状況が進むことで、地域のコミュニティが停滞してしまう恐れも生じます。

近年、個々の建物のセキュリティ（安全性）は向上していますが、これらの課題に対応していくためには、土地や建物の利活用に際して、地域による一時的な

利用のあり方を考えるなど、これからの行政施策に防犯の視点も取り入れて、犯罪を誘発する環境を減らしていく取組を進めていくことが必要です。

(5) 連携の強化～組織横断による安全・安心の推進を～

安全で安心なまちを実現するには、安全・安心に関わる、消費者保護、福祉、子どもといったさまざまな組織との連携が不可欠です。これは行政における組織のみならず、地域における活動団体においても同様に求められる考え方です。

そのためにはまず、関係する組織・団体間で問題を共有する「場」を設け、さらに、これら既存の組織・団体で対応できない課題が生じた場合は、解決のための新たな協力体制を検討していくことが必要です。

(6) 犯罪被害者等への支援

ア 犯罪被害者の相談窓口の設置を

犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切です。

しかし、犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合があります。すでにさまざまな相談機関がありますが、相談者としては多様な相談経路があることが大切で、札幌市としても、まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討する必要があります。

イ 犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を

犯罪被害者が抱える問題を正確に把握し、適切な相談に応ずることができるような高度な専門知識や経験を持った人材の育成が大切です。

ウ 犯罪被害者に関する報道

犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もあります。報道の自由の観点から規制を設けることは難しいですが、報道する側として報道倫理の遵守が大切だと考えます。

IV 条例の制定に向けて

この検討懇談会では、犯罪を起こしにくい環境をどのようにつくっていくかといった観点に立ち、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や札幌市が実施すべき必要な施策について、各委員のこれまでの経験に基づき、さまざまな意見を交換してきました。

その結果、犯罪の大部分を占める“身近な犯罪”を防止するためには、地域防犯パトロールなどのソフト面での取組と、公園の見通しを良くするための工夫などのハード面での取組の双方により犯罪を誘発する機会を減らし、市民、事業者そして市が共通の心がまえのもとに一体となって、推進していくことが重要であるという認識に達しました。

市民、事業者そして市の三者がそれぞれの役割を認識し、警察などの関係機関とも連携・協力しながら、一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んでいけば、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のないまち・札幌が、必ずや実現すると私たちは信じます。

犯罪のない安全で安心なまちは、市民共通の願いです。

このたびの条例の制定に当たり、検討懇談会の意見が十分に尊重され、反映されるよう、切に願います。

V 検討に当たって参考とした資料

この懇談会において用いた資料を次頁以降に添付する。